

# 令和7年度インド環境ビジネス創出支援事業仕様書

## 1 件名

令和7年度インド環境ビジネス創出支援事業

## 2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 3 事業目的

県では、令和6年1月のインド経済交流ミッションにおいて、インド・タミルナドゥ州との間で、「経済協力に関する覚書」を締結するとともに、現地企業への知事のトップセールスを通じて、今後の本県の現地における有力パートナーとして、強固な信頼関係を構築している。

今後、同州との経済交流のさらなる拡大・深化を通じて、県内企業の実需創出につなげるためには、本県における海外展開支援のコンセプトである「州政府等との連携による本県の強みを活かした現地課題解決型のプロジェクト形成」を進めることが重要である。

本事業では、本県の強みである県内企業の環境技術等を活用し、インド・タミルナドゥ州が抱える現地環境課題の解決につなげるプロジェクト形成を通じた県内企業の現地でのビジネス機会の創出に向け、同州及び現地企業等との綿密な連携のもと、専門的な視点での網羅的な調査を通じた現地課題等の抽出や当該課題等への対応可能性のある県内企業の技術提案等を行う。

## 4 委託内容

### (1) 現地課題やニーズの把握と分析・評価

同州政府及び現地企業との綿密な連携のもと、環境分野における①現地調査を通じた現地課題の抽出、②現地課題等の整理と分析、③費用対効果を含めた県内企業の技術等での対応可能性・方向性等の分析を行うこと。

対象地域はタミルナドゥ州を中心としたインド国内とする。

### (2) 現地課題等を踏まえた県内企業の技術整理と提案

現地課題等の分析・評価結果を踏まえ、対応可能性のある県内企業の技術整理等を行い、現地企業等に提案するとともに、国予算事業への応募に向けたプロジェクト形成を行うこと。

#### ○実施内容

現地のニーズ把握	・インド政府およびタミルナドゥ州等の現地課題、ニーズ等の把握 ・現地課題等の整理と分析、評価
県内企業技術・製品の整理	・現地課題（生活/産業排水、大気汚染等）に対する県内企業の技術、製品等の整理、提案 ・その他分野への企業の技術、製品等の整理、提案
実施体制検討	・事業化に係るステークホルダーの特定 ・ステークホルダーとのコミュニケーション支援

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的支援予算の調査</li> </ul>
ビジネスモデル検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト分析、経済性評価の試算</li> <li>・費用対効果の試算</li> <li>・現地でのサプライチェーン検討</li> <li>・日系エンジニアリング企業、商社を含む体制構築の検討</li> </ul>
ビジネス課題整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の法律、税制情報整理</li> <li>・契約手続き注意事項事例調査</li> <li>・個社へのアドバイザー</li> </ul>
ビジネス展開支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同州政府、現地企業等への提案</li> <li>・事業体制構築支援</li> </ul>

## 5 成果品

### (1) 提出物

紙媒体：報告書 1部（A4判・白黒印刷）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R等

提出期限：令和8年3月25日（水）

※報告書の詳細内容については、愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課との協議において決定すること。

### (2) 提出場所

愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課

## 6 業務実施体制

業務の実施にあたっては、愛媛県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

- (1) 受託者は、本業務委託を指揮する総括責任者を配置すること。
- (2) 総括責任者は、企画立案、実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- (3) 総括責任者は、申請等の管理や関係者との連絡調整を行うこと。
- (4) 総括責任者は、愛媛県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- (5) 総括責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- (6) 総括責任者は、経費、事業内容等、愛媛県から報告を求められた際は、速やかに対応すること。
- (7) 受託者は、やむを得ない場合を除き、総括責任者を変更しないこと。
- (8) 受託者は、契約締結後速やかに総括責任者の氏名等を愛媛県に通知すること。

## 7 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、関係法令を順守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

- (3) 事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 委託者は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

## 8 その他

- (1) 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの事業内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りでない。
- (2) 本事業の実施スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- (3) 事業の詳細について愛媛県と協議の上決定し、進捗状況や成果等について、綿密に情報共有しながら事業を遂行すること。事業実施にあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (4) 事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、愛媛県に提出すること。